

福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡市商店街社会課題解決型補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街が、社会的課題の解決のために行う取組みを支援することにより、商店街及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号及び第4号の団体であつて、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するものの及びその連合体をいう。

（補助対象事業）

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる社会課題のいずれかの解決に資する事業とする。

- (1) 少子化・高齢化
- (2) 障がい者支援
- (3) 安全・安心
- (4) 地域資源活用・農商工連携
- (5) 環境問題
- (6) 買い物困難者（買い物弱者）
- (7) 「新しい生活様式」への対応
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に重要と認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助対象経費には、当該商店街等運営上の経常的な経費を含まないものとする。

（補助事業者）

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも適合する商店街等とし、公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 福岡市が条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、当該補助事業の実施に要する同一の経費に係るものについて交付を受けていない、又は受けたことがないこと。
- (5) 一つの補助事業者が、同一年度内にこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は 1 回とする。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
- (9) 市長が補助金の交付の対象として適当であると認めること。

（補助金の額）

- 第 7 条 補助金の額は、補助対象経費（国の支援制度を利用する事業にあつては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額）に 3 分の 2 を乗じて得た額又は 200 万円のいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

- 第 8 条 補助事業の実施期間は、交付決定日から交付決定日が属する年度の 3 月 31 日までとし、この期間内に補助事業を実施し、完了しなければならない。

（補助金の交付の申請）

- 第 9 条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、福岡市社会課題解決型補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 商店街等の役員名簿（様式第 2 号）
 - (2) 商店街等の会員名簿
 - (3) 商店街等の規約、規則等
 - (4) 商店街等の直近の総会資料
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（連携団体等）

第 10 条 補助事業者と連携する商店街等及び商店街等以外の団体は第 6 条各号に適合する団体でなければならない。

（福岡市商店街支援施策等協議会）

第 11 条 市長は、規則第 5 条第 1 項の交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱に定める福岡市商店街支援施策等協議会（以下「協議会」という。）の意見を聞くものとする。

（決定の通知）

第 12 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、福岡市商店街社会課題解決型補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）によりすみやかにその決定の内容を補助事業者へ通知しなければならない。
- 3 市長は、第 9 条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（補助事業の変更）

第 13 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号若しくは同項第 2 号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市商店街社会課題解決型補助金実施計画変更申請書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

- 2 規則第 6 条第 1 項第 1 号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - （1）事業計画の主たる内容以外の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことがなく、かつ、補助金の増額を伴わないもの。
 - （2）経費の配分の変更であって、補助金の増額を伴わないもの。
- 3 市長は、第 1 項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第 12 条第 1 項の決定を変更することができる。
- 4 規則第 6 条第 3 項の規定は、第 1 項の承認をする場合に準用する。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、事業終了後から当該年度の 3 月 31 日までに、福岡市商店街社会課題解決型補助金事業実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類及び資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等
 - （2）補助事業実施の成果を証するもの
 - （3）事業実績確認のために、市長が特に必要と認める書類
- 2 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が

明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 15 条 規則第 15 条中「様式第 6 号」とあるのは、「福岡市商店街社会課題解決型補助金確定通知書（様式第 7 号）」と読み替えるものとする。

（補助金の交付の時期）

第 16 条 補助金は、前条の規定により確定した額の請求に基づき交付するものとする。

- 2 補助事業者は、規則第 17 条第 1 項ただし書に規定する事前交付を受けようとするときは、市長に対し福岡市商店街社会課題解決型補助金事前交付請求書（様式第 8 号）を提出しなければならない。
- 3 規則第 17 条第 1 項ただし書の場合において、補助対象者は、市長が確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長に対しその定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡市商店街社会課題解決型補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第 9 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第 18 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
 - (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助事業者に対し当該補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定取消し及び返還）

第 19 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第 6 条各号のいずれかに反するとき。
- (2) 第 18 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 関係法令を遵守しなかったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

（書類の保存）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後 5 年間保管しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第 21 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等で、取得価格又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条から第 3 条までに定める期間（当該期間が 10 年を超える場合は、10 年とする。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市商店街社会課題解決型補助金による取得財産の処分申請書（様式第 10 号）により、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

（届出の義務）

第 22 条 補助事業者は、商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（この補助金の失効）

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる複数年補助型の区分により補助金を受けている補助事業者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

4 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（この補助金の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この補助金の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

（この補助金の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この補助金の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この補助金の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費	経費支出基準
1 報償費	招聘した外部有識者に支払う謝礼金等（旅費を含む）
2 備品購入費	事務机、椅子等、取得した時の性質、形状を変えることなく比較的長期（概ね 2 年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額が概ね 5 万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
3 物品購入費	単価が 5 万円未満の物品に限る
4 広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、バナー）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等
5 事務費	通信運搬費、アルバイト賃金、振込手数料、翻訳料、通訳料、手数料、印紙及び証紙の購入代等
6 委託料	イベント運営費、人材派遣費用等
7 土地家屋借上料	一時使用目的（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条及び同法第 40 条の一時使用をいう。）の土地及び建物の借上料（敷金、権利金その他の金銭を除く。）
8 借損料	会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料等
9 工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費
10 その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考

- 1 備品の調達に当たっては、原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思料するときは、事前に地域産業支援課と協議すること。

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

年度 福岡市商店街社会課題解決型補助金交付申請書

福岡市商店街社会課題解決型補助金の交付を受けたいので、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第 9 条に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容 別紙 1「事業計画書」のとおり

2 総事業費、補助対象経費及び交付申請額

総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
交 付 申 請 額	円

3 事業の経費配分 別紙 2「事業収支計画書」及び
別紙 3「経費配分書」のとおり

4 添付資料

- （1）商店街等の役員名簿（様式第 2 号）
- （2）商店街等の会員名簿
- （3）商店街等の規約、規則等
- （4）商店街等の直近の総会資料
- （5）下記に該当する見積書等
 - ・ 1 業者に支払う予定金額が 10 万円を超えるもの
 - ・ 備品購入費については、購入経費がわかる資料（見積書等）に加えてリース料又はレンタル料の見積書

本件申請にあたり、「市税に関する徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり税務担当課に照会されること及び市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

事業計画書

事業の名称																				
事業実施期間																				
事業完了予定日 事業に係る費用の最終支払日 を記載してください																				
実施場所																				
現在商店街および地域 が抱える社会課題 商店街および地域の現状に基 づく課題を記載してください																				
事業目的 現状・課題を踏まえてなぜ事 業に取り組むのか記載してく ださい																				
取組内容 特徴やアピールも含めて具体 的に記載してください																				
事業目的を達成するた めの工夫 過去の反省や類似の取組みを 参考にした工夫を記載してく ださい																				
解決を目指す社会課題 事業実施により解決を目指す 社会課題に○を付けてくださ い 複数回答可	<table border="1"> <tr><td>☐</td><td>少子化・高齢化</td></tr> <tr><td>☐</td><td>障がい者支援</td></tr> <tr><td>☐</td><td>安全・安心</td></tr> <tr><td>☐</td><td>地域資源活用・農商工連携</td></tr> </table>	☐	少子化・高齢化	☐	障がい者支援	☐	安全・安心	☐	地域資源活用・農商工連携	<table border="1"> <tr><td>☐</td><td>環境問題</td></tr> <tr><td>☐</td><td>買い物困難者（買い物弱者）</td></tr> <tr><td>☐</td><td>「新しい生活様式」への対応</td></tr> <tr><td>☐</td><td>その他（ ）</td></tr> </table>	☐	環境問題	☐	買い物困難者（買い物弱者）	☐	「新しい生活様式」への対応	☐	その他（ ）		
☐	少子化・高齢化																			
☐	障がい者支援																			
☐	安全・安心																			
☐	地域資源活用・農商工連携																			
☐	環境問題																			
☐	買い物困難者（買い物弱者）																			
☐	「新しい生活様式」への対応																			
☐	その他（ ）																			

地域との連携および見込まれる波及効果		
事業スケジュール 広報のスケジュールについても記載してください 広報計画も記載してください		
人員体制 商店街内部の人員体制と外部の方の協力等もあれば記載してください		
効果検証	効果検証の指標	例）来街者数前年比●%増、会員店舗の満足度 80%以上
	検証方法 検証結果の活用方法についても記載してください	例）参加者にアンケート調査を実施する。次年度以降の事業改善につなげるため、積極的に改善点やマイナス意見も聴取する。
事業の継続性、今後の展望		

事業収支計画書

(収入)

区分	項 目	予算額 (円)	備考
全 体 収 入	市補助金交付申請額 (A)		
	商店街通常会費からの繰入金		
	商店街特別会費		
	寄付金・協賛金等		
	事業収入		
	借入金		
	その他の収入		
	国、県その他の関係機関等 の補助金		※補助団体・制度名を記入のこと
合 計		※ 1	

(支出)

区分	項 目	予算額 (円)	備考
全 体 支 出	補助対象経費 (B)		
	補助対象外経費		
合 計		※ 2	

注：※ 1 = ※ 2 となること。

補助割合 (A / B × 100)	%	補助割合は、小数点以下第 2 位を切り捨てして求めること。
--------------------	---	-------------------------------

注：66.6%以下となること。

経 費 配 分 書

(支出)

経費区分		当初予算額（円）	内容
補助 対象 経 費	報償費		
	備品購入費		
	物品購入費		
	広告宣伝費		
	事務費		
	委託料		
土地家屋借上料			
借損料			
工事請負費			
その他			
小計 （補助対象経費）			
補助対象外経費			
合計			

- ※ 行が足りない場合は適宜追加してください。
- ※ 費目の詳細については、別表第 1 を参照のこと。
- ※ 1 業者に支払う予定金額が 10 万円を超えるものについては見積書を添付すること。
- ※ 備品購入費については、原則としてリース又はレンタルによるものとする。
購入が必要な場合は、購入経費の見積書に加えて、リース料又はレンタル料の見積書を用意の上、事前に地域産業支援課と協議すること。

役 員 名 簿

【商店街名： 】

[illegible]

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、福岡市商店街社会課題解決型補助金補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

経 産 第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
（経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課）

年度 福岡市商店街社会課題解決型補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街社会課題解決型補助金については、交付することと決定したので、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1 補 助 事 業

2 補 助 内 示 金 額 円

3 補助金交付予定時期 実績報告書提出後（ 年 月以降予定）

4 補助金の積算の基準 福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第7条

5 補 助 条 件

- （1）補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告して指示を受けること。
- （4）補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱の定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる
- （5）事業計画書の内容を変更する場合は直ちに市に連絡すること。
- （6）その他、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

経産第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
（経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課）

年度 福岡市商店街社会課題解決型補助金不交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街社会課題解決型補助金については、要件審査の上、交付しないこととなりましたので、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

年度 福岡市商店街社会課題解決型補助金事業計画変更申請書

年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、
福岡市商店街社会課題補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- | | | |
|-------------|--------------------|---|
| (1) 補助金の額 | 変更前 | 円 |
| | 変更後 | 円 |
| (2) 事業の内容 | 別紙 1 「変更事業計画書」のとおり | |
| (3) 事業の経費配分 | 別紙 2 「変更収支計画書」のとおり | |
| | 別紙 3 「変更経費配分書」のとおり | |

変 更 事 業 計 画 書

1 事業の名称	
2 事業内容	(変更前) 【変更する項目を全て記載してください。】 ① ② ③ ④ ⑤ (変更後) 【変更内容を出来る限り具体的に記載してください。】 ① ② ③ ④ ⑤

変 更 収 支 計 画 書

(収入)

区分	項 目	当初予算額 (円)	変更予算額 (円)	差引増減額 (円)	備考
全 体 収 入	市補助金交付申請額 (A)				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国、県その他の関係機関等 の補助金				
合 計			※ 1		

(支出)

区分	項 目	当初予算額 (円)	変更予算額 (円)	差引増減額 (円)	備考
全 体 支 出	補助対象経費 (B)				
	補助対象外経費				
合 計			※ 2		

注：※ 1 = ※ 2 となること。

補助割合 (A / B × 100)	%	補助割合は、小数点以下第 2 位を 切り捨てて求めること。
--------------------	---	----------------------------------

注：66.6%以下となること。

変 更 経 費 配 分 書

(支出)

経費区分		当初予算額（円）	内容	
補助 対象 経 費	報償費			
	備品購入費			
	物品購入費			
	広告宣伝費			
	事務費			
	委託料			
	土地家屋借上料			
	借損料			
	工事請負費			
	その他			
	小計 （補助対象経費）			
	補助対象外経費			
合計				

- ※ 行が足りない場合は適宜追加してください。
- ※ 費目の詳細については、別表第 1 を参照のこと。
- ※ 1 業者に支払う予定金額が 10 万円を超えるものについては見積書を添付すること。
- ※ 備品購入費については、原則としてリース又はレンタルによるものとする。
購入が必要な場合は、購入経費の見積書に加えて、リース料又はレンタル料の見積書を用意の上、事前に地域産業支援課と協議すること。

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

年度 福岡市商店街社会課題解決型補助金事業実績報告書

年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、その実績を下記の関係書類を添え報告します。

記

1 補助事業の実績

別紙1「事業実施報告書」のとおり

2 補助事業の経費の配分

別紙2「事業収支決算書」のとおり
別紙3「支出表」のとおり

3 監査結果報告書

別紙4「確認書」のとおり

※ 第14条第3項の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が実績報告時点で明らかである場合はその額を記載し減額すること。

事業実施報告書

事業の名称 申請書の内容を転記してください				
事業実施期間				
事業完了日				
実施場所				
現在商店街がおよび地域が抱える社会課題 申請書の内容を転記してください				
事業目的 申請書の内容を転記してください				
取組内容				
事業目的を達成するための工夫				
社会課題 該当するものに○をつけてください 複数回答可	☐ 少子化・高齢化	☐ 環境問題		
	☐ 障がい者支援	☐ 買い物困難者（買い物弱者）		
	☐ 安全・安心	☐ 「新しい生活様式」への対応		
	☐ 地域資源活用・農商工連携	☐ その他（ ）		
地域への波及効果				

事業スケジュール		
人員体制		
効果検証 効果検証の指標と検証方法は申請書の内容を転記してください	効果検証の指標	
	検証方法	
	検証結果	
事業の継続性、今後の展望		

事業収支決算書

(収入) (単位：円)

区分	項 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	備考
全 体 収 入	市補助金期待額				
	商店街通常会費からの繰入金				
	商店街特別会費				
	寄付金・協賛金等				
	事業収入				
	借入金				
	その他の収入				
	国、県その他の関係機関等 の補助金				
合 計					

(支出) (単位：円)

区分	項 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	備考
全 体 支 出	補助対象経費				
	補助対象外経費				
合 計					

支 出 表

(支出)

経費区分		決 算 額 （ 円 ）	補助対象とする経費（円）	内 容
補 助 対 象 経 費	報償費			
	備品購入費			
	物品購入費			
	広告宣伝費			
	事務費			
	委託料			
	土地家屋借上料			
	借損料			
	工事請負費			
	その他			
小計 （補助対象経費）				
補助対象外経費				
合計				

※ 行が足りない場合は適宜追加してください。

※ 補助対象とする経費に計上したものは、請求書等内訳がわかる書類と領収書等支払ったことがわかる書類を添付してください。

※ 委託業務の一部を再委託した場合には、再委託先から委託先への請求書等内訳がわかる書類と領収書等支払ったことがわかる書類を添付してください。

※ 広告宣伝費において作成した印刷物等は添付してください。

確 認 書

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

下記の者により提出された福岡市商店街社会課題解決型補助金実績報告書並びに添付の収支決算書については、領収書等の関係書類を確認の上、事実と相違ないことを確認いたしました。

記

事業実績報告書等提出団体並びに代表者氏名

団 体 名：

代表者肩書き：

代 表 者 氏 名：

確 認 者

団 体 名：

確認者肩書き：監事若しくは監査

確 認 者 氏 名：

監事若しくは監査が複数存する場合は、その中から代表する 1 名で可。
但し、監事若しくは監査が商店街代表者と役職を兼務している場合は、その他の役職の者とする。

年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

年度 福岡市商店街社会課題解決型補助金確定通知書

年 月 日付、経産第 号にて交付決定した福岡市商店街社会課題解決型補助金については、実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので福岡市商店街社会課題解決型援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

記

- ## 1 補助事業名

- 2 補助確定金額 円

- 3 補 助 条 件
福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

年度 福岡市商店街社会課題解決型補助金事前交付請求書

年 月 日付で申請した標記補助金について、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、事前交付していただきますよう請求いたします。

なお、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第 15 条の規定に基づく確定額が、事前交付を受けた額に満たないときは、その満たない額を速やかに期限内に返還することを約束いたします。

記

- 1 事前交付請求額 円
- 2 事前交付請求の理由
- 3 請求額算定 交付決定（予定）額 円
事前交付希望額 円
差引残額 円

※収支計画（資金計画）書（別紙 1）を必ず添付すること。

- 4 事前交付支払希望日 年 月 日頃

収支計画（資金計画）書

【日 付】 年 月 日作成

【団体名】

(単位：円)

	事項名		収入・支出計画			
	事業種目	金 額	1/4 半期	2/4 半期	3/4 半期	4/4 半期
			4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
収 入	事業補助金 （本市決定額）					
	国又は福岡県補助金					
	自己財源					
	計					
支 出						
	計					

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団体名
代表者氏名

年度 福岡市商店街社会課題解決型補助金消費税等仕入控除税額報告書

標記の件について、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金額（市長が確定通知書により通知した額）	円
2	補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	円
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る 消費税等仕入控除税額	円
4	補助金返還額（3－2）	円

注：1 別紙として、積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税等仕入控除税額等の対象額でない。

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

福岡市商店街社会課題解決型補助金による取得財産の処分申請書

年度標記補助金により取得した財産について、下記のとおり補助金の交付の目的外に処分したいと考えておりますので、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱第 21 条第 2 項の規定に基づき、申請します。

なお、この結果、補助金の全部又は一部に相当する金額を市において算出され、請求があった場合には、当該金額を期限内に速やかに返還することを約束いたします。

記

1. 処分財産について

① 名 称	
② 所得年月日	年 月 日
③ 取得単価	
④ 処分する数量	
⑤ 処分金額（③×④）	
⑥ 処分する理由並びに方法等（詳細に記入すること。）	

2. その他

取得財産の処分申請を行う場合、本申請書に取得時以降記載し、管理してきた台帳を添付すること。